

2010年6月16日

民法改正案が提出されなかったことに抗議する（声明）

m-net・民法改正情報ネットワーク

本日、第174回国会は、選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃などの民法改正がなされないまま、閉会しました。

政府が、民法改正案を通常国会の提出予定法案とし、法務大臣が予算委員会や法務委員会において、法案提出を行う意向を繰り返し答弁したにもかかわらず、閣議決定すら行わなかったことに深く失望するとともに、政府に対し、強く抗議します。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が民法改正要綱案を答申したのは14年も前のことです。民主党は答申の翌年の97年に単独で、98年からは他の野党とともに、衆参で民法改正案を提出してきましたが、公約に掲げた民主党政権で初めて通常国会に法案がないという事態に至りました。

これまで、12年間も法案を提出してきた事実は大変重く、多くの当事者やNGOが政権交代すれば、民法改正が実現するものと期待しましたが、その期待は大きく裏切られました。

また、民法改正を公約に掲げた野党からも議員立法案が提出されなかったことは、この問題を軽視していることにほかなりません。

選択的夫婦別姓が認められないために、結婚を先延ばししたり、出産をためらっている人、職場で通称ができないために苦しんでいる当事者も少なくありません。夫婦別姓ができないために法律婚を解消したり、結婚改姓した後にうつ病を発症した当事者からの切実な声も寄せられました。これらの声を、国会が受け止めなかったことは極めて残念でなりません。

昨年8月、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、民法の差別規定の撤廃はもちろん、世論調査を理由に法改正しないことについても厳しく勧告しました。民法改正は、勧告の実施を確実なものにするために新たに導入されたフォローアップ制度の対象になっており、政府は2011年までに取った措置を報告しなければなりません。

国連子どもの権利委員会がこれまで、日本政府に対し、婚姻最低年齢を男女平等にする民法改正や婚外子差別の民法を改正するよう厳しく勧告を行ってきましたが、今月11日も同委員会は法改正していない日本政府に勧告を行いました。

当事者をはじめ、国連や各方面からの要請にもかかわらず、民法改正を行わなかった政府ならびに国会議員に対し強く抗議します。